

平成25年度

地域管理経営計画等有識者懇談会



旭川森林計画区：蒜山高原風景林（上蒜山国有林）

平成26年3月11日（火）

近畿中国森林管理局

平成25年度 地域管理経営計画等有識者懇談会

配布資料一覧

- ・ 地域管理経営計画等有識者懇談会
 - ・ 議事次第
 - ・ 平成25年度「地域管理経営計画等有識者懇談会」委員名簿
 - ・ 近畿中国森林管理局出席者
 - ・ 座席表
 - ・ 地域管理経営計画等有識者懇談会設置要領

< 資料 >

- 1 説明資料（パワーポイント・スライド一覧）資料 1
- 2 計画書（案）資料 2
- 3 有識者懇談会委員からの主な質問・意見について資料 3
- 4 国有林野の管理経営に関する基本計画資料 4
- 5 平成25年度策定地域管理経営計画等参考資料資料 5

議 事 次 第

【開 会】

あいさつ 近畿中国森林管理局長

出席者紹介

座長選出（座長挨拶）

【議 事】

- 1 平成25年度策定第4次地域管理経営計画、第4次国有林野施業実施計画及び変更計画(案)について
- 2 その他

【閉 会】

あいさつ 計画保全部長

平成25年度「地域管理経営計画等有識者懇談会」委員名簿

清光林業株式会社 代表取締役会長	岡橋 清元
日本イヌワシ研究会 副会長	須藤 明子
京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授	田中 和博
NPO法人 もく(木)の会代表	西野 智子
京都大学大学院地球環境学堂 准教授	深町 加津枝
NPO法人 自然と緑 事務局長	福田 淳子
毎日新聞社論説委員	藤田 悟
院庄林業株式会社 相談役	豆原 直行
奈良県森林組合連合会 代表理事会長	山本 陽一
(独)森林総合研究所 関西支所長	吉永 秀一郎
京都生活協同組合 理事長	渡邊 明子

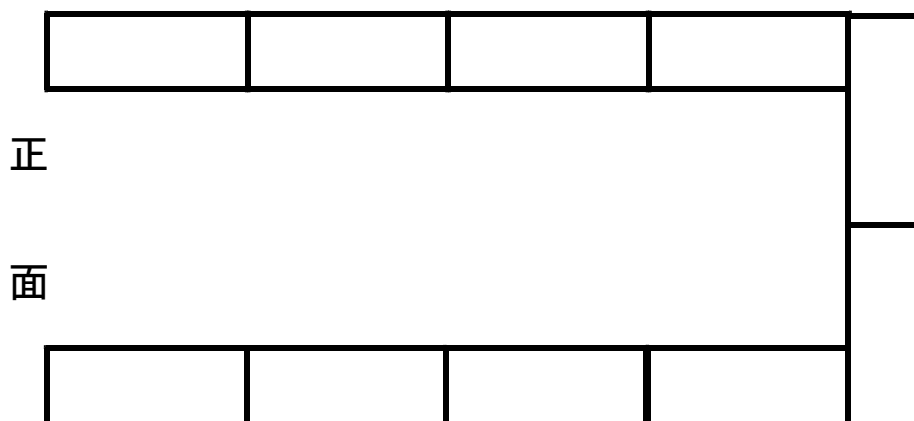
(50音順、敬称略)

近畿中国森林管理局出席者

局	長	前	川	泰一郎						
次	長	石	井	晴雄						
計	画	保	全	部	長	飯	田	喜	章	
森	林	整	備	部	長	中	西	誠		
企	画	調	整	課	長	原	哲	郎		
計	画	課	長	石	上	公	彦			
保	全	課	長	大	江	博				
治	山	課	長	德	留	善	幸			
流	域	管	理	指	導	官	坪	木	直	文
森	林	整	備	課	長	川	村	義	治	
資	源	活	用	課	長	細	川	博	之	
技	術	普	及	課	長	多	田	弘	之	
事	務	局	企	画	調	整	課			
			計	画	課					

座席表

岡橋	須藤	田中	西野	福田	藤田	豆原	山本
清元	明子	和博	智子	淳子	悟	直行	陽一

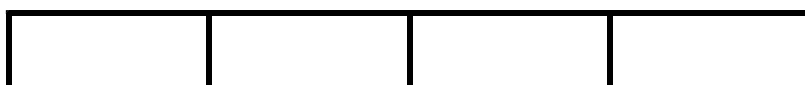


座長

吉永秀一郎

渡邊 明子

流域管理指導官	計画課長	計画保全部長	局長	次長	森林整備部長	企画調整課長	保全課長
---------	------	--------	----	----	--------	--------	------



計画課長補佐	企画係長	計画調整官	経営計画官	経営計画官	経営計画官	技術普及課長	資源活用課長	森林整備課長	治山課長
--------	------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	------

入口

地域管理経営計画等に関する有識者懇談会設置要領

第1 目的

国有林の地域別の森林計画の樹立及び国有林野の管理経営に関する計画の策定に当たり、学識経験者等の意見を聴取しこれらの計画に適切に反映させるために「地域管理経営計画等に関する有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 検討事項

- 1 国有林の地域別の森林計画の樹立又は変更に関すること。
- 2 地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画の策定又は変更に関すること。
- 3 その他、局長が必要と認めること。

第3 委員

- 1 委員は、広範な分野から意見を聴取できるよう次の各分野から選任する。
 - (1) 森林・林業に関する学識経験者
 - ア 森林・林業に関する学科を有する大学の教授等
 - イ 森林・林業を対象とする研究機関の研究者等
 - (2) 地域の森林・林業に関する有識者
 - ア 地域において林業を営む者等
 - イ 地域において地域材を利用する者等
 - ウ 地域において自然保護、森林ボランティア活動を行っている者等
 - (3) その他局長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末までとし、毎年度、局長が委嘱する。
- 3 原則として、同じ委員を連続して6年以上選任しないものとする。

第4 運営

- 1 懇談会の開催は局長が招集する。なお、日程の都合上、委員が一堂に会した会議の開催が困難な場合は、各委員の意見を個別に聴取し懇談会の開催に代えることができるものとする。
- 2 懇談会に座長を置き、委員が互選したのものをもって充てる。
- 3 座長は会議を統括する。
- 4 必要に応じ、専門技術的な検討を行うための専門部会を設置できるものとする。

第5 事務局

懇談会の事務局は、近畿中国森林管理局計画課内に置く。

附則

本設置要領は、平成22年9月30日から施行する。